5-1 申告・課税状況

(1) 申告·課税状況

E //		申	告	状 況		課	税	状 況
区 分	相	続人の数		金 額	相	続 人 の 数		金額
	外	人 -	外	千円 -	外	人 -	外	千円 -
取 得 財 産 価 額	į	53, 821		2, 874, 982, 299		44, 756		2, 586, 918, 862
相続時精算課税適用財産価額	į	1, 257		31, 090, 789		1, 126		29, 314, 216
債務 控除 都	į	31, 834		242, 293, 884		26, 322		199, 839, 452
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 都	į	6, 007		21, 528, 486		5, 502		20, 246, 492
課 税 価 枠		53, 864		2, 685, 307, 690		44, 925		2, 436, 640, 118
算 出 税 都	į	47, 146		406, 603, 643		44, 761		398, 643, 804
相続税額2割加算額	į	6, 632		7, 178, 608		6,600		7, 172, 152
計	実	47, 146		413, 782, 251	実	44, 761		405, 815, 955
曆 年 課 税 分 贈 与 移		1, 749		1, 304, 697		1, 655		1, 228, 167
配偶者		7, 972		89, 203, 998		6, 492		81, 983, 464
未 成 年 者		490		255, 515		336		210, 404
税額控除障害者		2, 009		2, 735, 593		1, 305		2, 080, 873
相 次 相 紛		1, 580		5, 172, 376		1, 408		4, 009, 371
外 国 税 都	į	15		233, 827		15		233, 827
計	実	13, 076		98, 906, 006	実	10, 620		89, 746, 106
差引税	į					38, 696		316, 069, 849
相続時精算課税分贈与税額控除額	į					306		1, 782, 688
医療法人持分税額控除額	į					2		1, 695
小						38, 653		314, 285, 467
農地等納税猶予税额	į					424		7, 854, 794
株式等納税猶予税额	į		/			32		1, 550, 667
山 林 納 税 猶 予 税 都	į		/			=		-
医療法人持分納税猶予税额	į					2		97, 059
納 付 税 額 申告納税額	į					38, 561		304, 986, 033
還 付 税 都	į					77		203, 086
災害減免法第4条による免除税額		/				=		-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	ĺ	21, 956		1, 038, 022, 000		17, 287		804, 894, 000

調査対象等:

「申告状況」は、平成28年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成29年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 「課税状況」は、平成28年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成29年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

<u>(4) 时代化化</u>	パツポール収										
			申告状	況							
区 分	課税	価 格	相続税	額	税	額控	除	址址	9 结	١.,	の数
	相続人の数	金額	7日 形儿 7元	识	171.	供 12	怀	1)/2 11	1 7191	八、	の対数
	人	千円		千円			千円				人
平成24年分	_	_		_			_				_
平成25年分	_	_		_			_				_
平成26年分	_	_		_			_				_
平成27年分	52, 469	2, 669, 383, 872	426, 845,	050	1	01, 771,	431			21,	259
平成28年分	53, 864	2, 685, 307, 690	413, 782,	251		98, 906,	006			21,	, 956

		課	税 状	況	
区 分	課税	価 格	相続税額	税額控除	被相続人の数
	相続人の数	金 額		1九 (根)主 (水	加入 1日 的 八 0 数
	人	千円	千円	千円	人
平成24年分	24, 239	1, 819, 585, 169	296, 032, 751	71, 566, 506	8, 858
平成25年分	25, 686	2, 194, 248, 442	463, 160, 312	80, 476, 061	9, 314
平成26年分	26, 344	1, 917, 177, 204	298, 800, 689	71, 624, 415	9, 635
平成27年分	43, 617	2, 421, 244, 923	416, 765, 632	89, 044, 266	16, 670
平成28年分	44, 925	2, 436, 640, 118	405, 815, 955	89, 746, 106	17, 287

区	分	納付	税 額	還付	税 額
	73	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
		人	千円	人	千円
平成 24 年	年分	20, 675	214, 118, 522	100	221, 206
平成 25 年	年分	21, 884	372, 177, 436	101	265, 556
平成 26 年	年 分	22, 444	215, 893, 467	117	306, 099
平成27年	年 分	37, 208	316, 107, 869	89	162, 376
平成28年	年分	38, 561	304, 986, 033	77	203, 086

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3)		脱務署別語		申 告 状 況		100		兄	納(寸 税 額	環	付 税 額
税	務	署名	根続人の数	税 価 格 金 額	被相続人 の数	根続人の数	<u>税 価 格</u> 金 額	被相続人 の数	相続人の数	金額	相続人の数	金額
l .			人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
大彦		津 根	761 310	33, 975, 575 11, 743, 884	310 125	649 267	30, 705, 840 10, 490, 631	248 103	549 232	3, 296, 332 881, 505	1 -	43
長		浜	225	8, 728, 250	96	197	7, 923, 722	80	166	596, 360	-	1
近 草	江	. 八 幡 津	316 706	13, 079, 719 32, 825, 729	128 285	293 612	11, 621, 898 30, 014, 214	108 236	243 516	871, 047 3, 470, 200	1	1, 242
水			213	9, 254, 478	103	178	7, 494, 697	79	146	464, 279	-	1
今 滋	智	津	85 2, 616	2, 624, 744 112, 232, 379	32 1, 079	2, 273	2, 429, 382 100, 680, 384	28 882	66 1, 918	95, 728 9, 675, 450	2	1, 285
左左		京京	856 788	44, 905, 675 42, 230, 832	337 336	698 620	41, 516, 031 38, 133, 327	258 250	619 531	5, 085, 133 4, 952, 319	-	=
中		京	478	19, 610, 462	205	374	16, 858, 817	147	332	1, 638, 490	1	573
東下		山京	424 593	27, 605, 996 36, 554, 041	179 232	326 494	25, 147, 053 34, 147, 324	130 186	284 425	4, 895, 428 5, 242, 670	1 2	341 7, 735
右		京	1, 435	74, 938, 611	627	1, 108	66, 388, 412	454	952	7, 724, 312	1	12, 691
伏 福		知 山	704 222	34, 334, 076 10, 277, 310	279 94	588 204	31, 912, 990 9, 176, 339	224 81	504 172	3, 202, 716 748, 900	2 -	5, 917
舞字		鶴治	188	7, 564, 706	76 583	162	6, 670, 112	62 436	142 934	617, 912 6, 570, 008	- 8	10, 221
宇宮		津	1, 449 85	64, 454, 940 2, 964, 079	33	1, 146 79	56, 915, 822 2, 726, 411	30	68	112, 595	-	10, 221
壓		部山	192 76	8, 641, 607 3, 026, 243	84 32	162	7, 957, 395	68	142	1, 048, 645	1	314 435
峰京	都		7, 490	3, 026, 243	3, 097	74 6, 035	2, 854, 724 340, 404, 757	2, 356	5, 165	41, 951, 093	1 17	38, 225
大	阪	福島	273	12, 545, 689	104	229	11, 341, 662	84	200	1, 564, 497	-	
		西	218	11, 580, 153	88	189	10, 080, 943	70	163	1, 001, 871	1	1,732
天		港 寺	261 364	9, 940, 445 17, 482, 242	104 131	210 326	8, 503, 328 16, 331, 550	76 111	188 289	622, 385 1, 890, 912	-	-
浪		速	164	10, 546, 091	62	127	9, 734, 930	46	112	1, 897, 776	-	-
更東		淀 川成	132 226	5, 154, 480 7, 014, 531	57 72	112 201	4, 465, 418 6, 357, 267	47 59	100 175	309, 903 478, 056	1 -	4, 683
生		野	355	16, 220, 278	133	315	15, 141, 896	113	274	1, 856, 771	1	1,030
城		担東	559 503	39, 102, 305 25, 804, 700	219 204	479 393	37, 157, 523 23, 188, 699	177 153	419 330	8, 747, 351 2, 632, 850	1	1, 402
阿		倍 野	418	23, 192, 937	181 226	349 477	21, 160, 040	142	306 411	2, 648, 616 5, 999, 271	1	8, 022
<u>住</u> 東		吉 住 吉	562 774	36, 541, 981 38, 352, 914	310	667	34, 191, 193 35, 251, 984	181 253	588	3, 930, 758	2	3, 799
西東		淀 川	164 593	6, 234, 439 28, 053, 265	66 237	133 521	5, 351, 347 25, 818, 238	49 197	121 457	433, 236 3, 444, 724	- 1	43, 893
米		北	164	9, 993, 650	68	143	9, 282, 520	56	123	1, 225, 543	1	634
大		東	204 174	10, 125, 110 11, 219, 469	91 75	165 149	8, 922, 379 10, 093, 013	66 59	139 134	1, 184, 640 1, 375, 402	- 1	1,000
		南	120	5, 417, 647	49	97	4, 799, 084	36	87	450, 768	_	
岸		押 田	2, 025 652	100, 858, 616 31, 327, 535	813 261	1, 652 515	91, 031, 197 27, 997, 829	635 199	1, 422 416	12, 044, 918 3, 272, 986	1 -	4, 852
豊		能	2, 275	134, 914, 850	925	1,865	124, 857, 759	716	1,609	17, 382, 154	3	1, 333
吹 泉		大 津	1, 367 708	77, 748, 532 29, 311, 404	535 281	1, 119 585	71, 352, 029 26, 096, 530	409 218	970 508	10, 790, 928 2, 149, 445	2	2, 637 503
枚		方木	1, 841 1, 923	90, 323, 901 91, 831, 174	729 788	1, 495 1, 566	80, 527, 087 82, 576, 756	548 609	1, 284 1, 350	9, 266, 389 9, 445, 543	2	4, 216 800
八		尾	1, 265	59, 425, 165	515	1,069	54, 288, 009	411	918	5, 167, 952	3	1, 242
泉宣		佐 野 田 林	595 1, 349	25, 351, 043 63, 396, 629	254 555	485 1, 108	22, 106, 072 57, 063, 084	193 437	402 935	2, 257, 542 5, 679, 131	3	3,613
闁		真	851	45, 651, 956	335	728	42, 306, 739	270	644	5, 699, 679	1	4, 917
東大		大 阪	1, 280 22, 359	79, 297, 021 1, 153, 960, 152	524 8, 992	1, 082 18, 551	73, 480, 061 1, 050, 856, 166	413 7, 033	935 16, 009	11, 931, 106 136, 783, 102	2 29	4, 050 94, 359
									240		_	
兵		<u></u> 庫	465 861	23, 970, 719 38, 588, 174	183 354	394 747	21, 899, 096 35, 281, 993	150 297	349 633	3, 068, 657 3, 374, 339	-	-
長須		田磨	242 1, 127	9, 154, 890 48, 217, 199	96 455	220 926	8, 204, 894 42, 984, 795	83 353	201 790	827, 081 5, 150, 310	1	357 3, 745
神		戸	323	19, 921, 525	138	271	18, 098, 210	107	243	2, 897, 291	-	-
姫尼		路崎	1, 627 1, 079	75, 022, 670 59, 093, 605	659 441	1, 404 905	67, 311, 494 54, 997, 083	530 349	1, 181 799	6, 522, 232 7, 685, 145	3 2	14, 109 5, 039
明		石	1, 147	47, 015, 036	496	901	39, 971, 657	374	778	3, 101, 516	-	-
西洲		宮本	2, 604 350	163, 189, 639 15, 436, 672	1, 073 145	2, 170 316	151, 270, 420 14, 087, 207	845 124	1, 880 272	29, 788, 008 1, 174, 143	5 -	7, 302
芦		屋	1,602	93, 439, 411	665	1, 322	86, 176, 637	511	1, 149	13, 174, 007	6	14, 191
伊相		<u></u> 丹	1, 171 294	55, 314, 296 11, 327, 943	471 114	979 252	49, 977, 584 10, 205, 910	380 94	847 212	5, 311, 978 1, 177, 909	-	
豊加		古川	247 881	10, 688, 949 35, 555, 275	102 370	226 722	9, 956, 092 30, 265, 312	90 279	191 607	809, 354 2, 455, 333	4 -	2, 462
龍		野	285	11, 183, 001	111	261	10, 176, 236	98	211	785, 770	-	-
西三		脇木	105 182	4, 014, 329 8, 685, 900	43 68	85 157	3, 476, 410 7, 813, 793	32 53	76 135	277, 794 967, 195	-	=
т.		社	210	7, 959, 593	83	185	7, 081, 277	69	148	430, 330	-	-
柏柏		田山原	132 178	4, 183, 183 6, 799, 880	49 75	112 159	3, 325, 492 6, 207, 973	37 66	102 134	177, 690 481, 010	=	-
兵	庫	県計	15, 112	748, 761, 889	6, 191	12, 714	678, 769, 565	4, 921	10, 938	89, 637, 094	22	47, 206
奈		良	2, 398	114, 234, 199	979	1, 951	102, 555, 216	748	1,656	11, 381, 106	3	5, 056
葛桜		城井	1, 121 344	56, 940, 667 15, 421, 641	488 143	983 290	51, 408, 282 14, 135, 564	406 118	828 240	4, 937, 160 1, 210, 421	2	12, 418
吉	_	野	94	3, 538, 615	39	80	3, 178, 804	32	65	199, 687	-	-
奈	艮	県 計	3, 957	190, 135, 122	1, 649	3, 304	171, 277, 866	1, 304	2, 789	17, 728, 374	5	17, 474
和		歌山	1,088	50, 189, 488	446	948	45, 767, 172	363	810	4, 784, 091	2	4, 536
海御		南坊	211 147	10, 671, 143 5, 830, 482	79 58	193 127	10, 421, 794 5, 315, 795	74 49	163 111	1, 129, 488 460, 169	=	-
田新		辺 宮	232 126	9, 268, 673 4, 582, 791	93 47	193 106	8, 221, 288 3, 885, 049	74 35	168 88	1, 024, 266 299, 056	-	-
粉		河	371	15, 217, 168	162	339	14, 175, 634	141	277	1, 000, 700	-	-
湯和	部	進 山 県 計	155 2, 330	7, 349, 825 103, 109, 570	63 948	142 2, 048	6, 864, 648 94, 651, 380	55 791	125 1, 742	513, 151 9, 210, 921	2	4, 536
			2,000		0.10	2, 040	0.,001,000	, , ,	1, 1-12	0, 210, 021		

(4) 課税状況における申告又は処理の別

<u>(4)</u> 課柷状况	(CAOI) DID	又は処理の別	1	課	税	価 格	Г	納	付	税額	Π	
X	分		╁E		170	金額	相	続人の数	ניך	金 額	被	相続人の数
			11-	人		千円		人		千円		人
	申 告	額		44, 936		2, 432, 374, 229		38, 609		304, 142, 139		17, 287
	修正申告に。	よる増差額		598		7, 243, 264		957		1, 672, 947		471
本年分	更正による	る増差額		_		-		1		76		1
本年月	更正等によ	る減差額		271	Δ	2, 977, 375		428	Δ	829, 129		217
	決 定	額		-		-		-		-		-
	計		実	44, 925		2, 436, 640, 118	実	38, 561		304, 986, 033	実	17, 287
	申 告	額		910		42, 995, 596		799		4, 047, 501		439
	修正申告に。	よる増差額		3, 771		58, 746, 847		5, 230		13, 099, 899		2, 265
過 年 分	更正による	る増差額		8		159, 220		14		56, 595		7
過千万	更正等によ	る減差額		1, 186	Δ	19, 009, 876		1, 525	Δ	6, 342, 265		721
	決 定	額		7		586, 246		7		135, 596		6
	計		実	5, 802		83, 478, 033	実	7, 447		10, 997, 326	実	3, 049
	申 告	額		45, 846		2, 475, 369, 825		39, 408		308, 189, 639		17, 726
	修正申告に。	よる増差額		4, 369		65, 990, 111		6, 187		14, 772, 846		2, 736
수 計	更正による	る増差額		8		159, 220		15		56, 671		8
	更正等によ	る減差額		1, 457	Δ	21, 987, 251		1, 953	Δ	7, 171, 393		938
	決定	額	類 7	586, 246		7		135, 596		6		
	計		実	50, 727		2, 520, 118, 151	実	46, 008		315, 983, 359	実	20, 336

調査対象等: 「本年分」は、平成28年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成29 年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成27年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成28年11月1日から平成29年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成26年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

(0)	7/H 311	7元 0 / 1	7770					
17	区 分		過少申告	上 加 算 税	無申告	加算税	重 加	算 税
		Ħ	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	3	148	258	32, 146	-	-
過	年	分	3, 449	802, 209	667	233, 071	194	609, 839
合		計	3, 452	802, 357	925	265, 216	194	609, 839

調査対象等: 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、	課税価格、	税額
---	---	-------	-------	----

(1) 人負、課税値	<u> </u>					
			申 告	状 況		
課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課 税 適 用 財 産 価 額		納付税額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
5 千万円 以下	4, 409	171, 700, 806	2, 994, 932	1, 119, 107	951, 813	10, 599
5 千万円 超	9, 810	696, 001, 370	7, 886, 770	5, 594, 168	21, 343, 482	27, 116
1 億円 "	5, 121	698, 968, 750	7, 277, 164	6, 047, 404	53, 522, 022	15, 685
2 億円 "	1, 350	326, 357, 188	3, 274, 877	2, 591, 436	41, 861, 183	4, 194
3 億円 "	756	285, 769, 572	2, 618, 442	2, 431, 495	50, 246, 949	2, 430
5 億円 "	240	140, 100, 192	2, 037, 033	1, 279, 715	30, 558, 559	789
7 億円 "	132	107, 603, 904	1, 003, 267	1, 030, 663	26, 463, 193	433
10 億円 "	106	141, 184, 244	2, 247, 137	1, 388, 935	38, 911, 804	366
20 億円 "	18	42, 674, 696	799, 055	181, 847	13, 619, 869	59
30 億円 "	10	37, 297, 361	506, 395	244, 084	11, 063, 562	42
50 億円 "	2	10, 841, 444	-	37, 524	2, 882, 164	6
70 億円 "	_	-	-	_	-	-
100 億円 "	2	23, 848, 590	325, 724	2, 200	12, 717, 538	3
合 計	21, 956	2, 682, 348, 117	30, 970, 796	21, 948, 579	304, 142, 139	61, 722
			課税	状 況		

					状 況						
課税価	古格階級	被相続人の数	課税	. 価	格	うち相続時精算課 税 適 用 財 産 価 額		納	寸 税	額	法定相続人の数
		人			千円	千円	千円			千円	人
5 =	千万円 以下	1, 527	6	8, 169,	744	1, 634, 510	420, 794		951	, 813	2, 676
5 =	千万円 超	8, 409	60	0, 145,	431	7, 520, 498	5, 143, 065	2	21, 343	, 482	22, 384
1	億円 〃	4, 746	65	1, 655,	517	7, 227, 284	5, 907, 177	5	3, 522	, 022	14, 362
2	億円 〃	1, 343	32	4, 680,	906	3, 274, 877	2, 591, 436	4	1,861	, 183	4, 173
3 ′	億円 〃	753	28	4, 768,	306	2, 618, 442	2, 431, 495	5	0, 246	, 949	2, 422
5	億円 〃	239	139	9, 504,	086	2, 037, 033	1, 279, 715	3	0, 558	, 559	788
7	億円 〃	132	10	7, 603,	904	1, 003, 267	1, 030, 663	2	26, 463	, 193	433
10	億円 〃	106	14	1, 184,	244	2, 247, 137	1, 388, 935	3	8, 911	, 804	366
20	億円 〃	18	4:	2, 674,	696	799, 055	181, 847	1	3, 619	, 869	59
30	億円 〃	10	3	7, 297,	361	506, 395	244, 084	1	1,063	, 562	42
50	億円 〃	2	1	0, 841,	444	-	37, 524		2, 882	, 164	6
70	億円 〃	-			-	-	-			-	-
100	億円 〃	2	2	3, 848,	590	325, 724	2, 200	1	2, 717	, 538	3
合	計	17, 287	2, 43	2, 374, 1	229	29, 194, 222	20, 658, 936	30	4, 142	, 139	47, 714

調査対象等: 「申告状況」は、平成28年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者について、平成29年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基 づいて作成した。

「課税状況」は、平成28年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成29年 10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

(2) 法定相続人	員別の被相	目続人数										
						申告	状 況					
課税価格階級				法 定	1 相続	人 員	別被	相続	人数			
	O 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 千万円 以下	38	833	1, 554	1, 555	357	51	9	4	2	2	2	2
5 千万円 超	58	1, 107	2, 925	3, 692	1, 494	316	109	53	25	16	7	8
1 億円 "	39	460	1, 320	1, 805	975	288	82	52	32	24	23	21
2 億円 "	9	103	313	513	277	85	17	15	6	3	3	6
3 億円 "	3	47	168	280	178	41	25	4	1	2	2	5
5 億円 "	1	15	51	84	57	24	2	2	1	_	1	2
7 億円 "	1	4	28	54	27	14	1	1	1	-	-	1
10 億円 " 20 億円 "	2	6	16	32	31	11	1	3	1	_	-	_
30 億円 "	_	_	-	5	1	2	1	1	_	_	_	_
50 億円 "	_	_	1	-	1	_	-	_	_	-	_	_
70 億円 "	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
100 億円 "		1	1	_	_		_	_	_	_	_	_
合 計	151	2, 576	6, 380	8, 030	3, 401	833	251	135	69	47	38	45
		2,070	0, 000	0, 000	0, 401	000	201	100	00	77	00	
		2, 070	0, 000	0, 000	0, 401		状 況	100	30	-77	00	10
		2, 070	0, 000	法 定	·	課税	状 況		人数	- 17	00	10
課税価格階級	0 人のもの	1 人のもの	2 人 のもの			課税	状 況			9 人 のもの	10 人のもの	10人超 のもの
課税価格階級	O 人 のもの 人	1 人 のもの	2 人 のもの 人	法 定 3 人 のもの 人	E 相 続 4 人 のもの	課税 人員 5 人のもの 人	状況 別被 6人 のもの 人	相 続 7 人 のもの 人	人 数 8 人 のもの 人	9 人 のもの 人	10 人 のもの 人	10人超
課税価格階級 5 千万円以下	O 人 のもの 人 30	1 人 のもの 人 537	2 人 のもの 人 741	法 定 3 人 のもの 人 219	E 相 続 4 人 のもの 人	課税 人員 5 人の 人	状況 別被 6人のもの 人	相 続 7 人 のもの 人	人 数 8 人 のもの 人 -	9 人 のもの 人 -	10 人 のもの 人	10人超 のもの 人 -
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超	0 人 のもの 人 30 57	1 人 のもの 人 537 1,064	2 人 のもの 人 741 2,693	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074	E 相 続 4 人 のもの 人 - 1,147	課税 人員 5 人のもの 人 - 229	状況 別被 6 人のもの 人 - 84	相 続 7 人 のもの 人 - 33	人 数 8 人 のもの 人 - 14	9 人 のもの 人 - 9	10 人 のもの 人 -	10人超 のもの 人 - 1
課税価格階級 5 千万円以下	O 人 のもの 人 30	1 人 のもの 人 537	2 人 のもの 人 741	法 定 3 人 のもの 人 219	E 相 続 4 人 のもの 人	課税 人員 5 人の 人	状況 別被 6人のもの 人	相 続 7 人 のもの 人	人 数 8 人 のもの 人 -	9 人 のもの 人 -	10 人 のもの 人	10人超 のもの 人 -
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 "	O 人 のもの 人 30 57 37	1 人 のもの 人 537 1,064 448	2 人 のもの 人 741 2,693 1,265	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511	E 相 続 4 人 のもの 人 - 1,147 885	課税 人員 5 人のもの 人 - 229 261	状況 別被 6 人のもの 人- 84 74 17	相 続 7 人 のもの 人 - 333 50	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28	9 人 のもの 人 - 9 21	10 人 のもの 人 - 4 20	10人超 のもの 人 - 1 17 6
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 リ 2 億円 リ 3 億円 リ	0 人 のもの 人 30 57 37 9	1 人 のもの 人 537 1,064 448 101	2 人 のもの 人 741 2,693 1,265 313	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640	E 相 続 4 人 のもの 人 - 1,147 885 275	課税 人員 5 人のもの 人- 229 261 84	状況 別被 6 人のもの 人 - 84 74	相 続 7 人 のもの 人 - 33 50 15	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28 6	9 人 のもの 人 - 9 21 3	10 人 のもの 人 - 4 20 3	10人超 のもの 人 - 1 17
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 "	O 人 のもの 人 30 57 37 9	1 人 のもの 537 1,064 448 101 46	2 人 のもの 741 2,693 1,265 313 168	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511 279	E 相 続 4 人 のもの 人 - 1,147 885 275 177	課税 人員 5 人のもの 人 - 229 261 84 41	状 況 別 被 6 人のもの 人 - 84 74 17 25	相 続 7 人 のもの 人 - 33 50 15 4	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28 6	9 人 のもの 人 9 21 3 2	10 人 のもの 人 - 4 20 3	10人超 のもの 人 - 1 17 6
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 "	0 人 のもの 入 30 57 37 9 3 1	1 人 のもの 537 1,064 448 101 46 14	2 人 のもの 741 2,693 1,265 313 168 51	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511 279 84	E 相 続 4 人 のもの 人 - 1,147 885 275 177 57	課税 人員 5 人のもの 人 - 229 261 84 41 24	状 況 別 被 6 人 のもの 人 - 84 74 17 25 2	相 続 7 人 のもの 人 - 33 50 15 4	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28 6 1	9 人 のもの 人 - 9 21 3 2	10 人 のもの 人 - 4 20 3 2	10人超 のもの 人 - 1 17 6 5
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 "	0 人 のもの 人 30 57 37 9 3 1	1 人のもの 537 1,064 448 101 46 14	2 人 のもの 741 2,693 1,265 313 168 51 28	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511 279 84 54	E 相 続 4 人のもの 人 - 1,147 885 275 177 57 27	課税 人員 5 人のもの 人- 229 261 84 41 24	状 況 別 被 6 人のもの 人 84 74 17 25 2	相 続 7 人 のもの 人 - 33 50 15 4 2	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28 6 1 1	9 人 のもの 人 - 9 21 3 2	10 人 のもの 人 - 4 20 3 2	10人超 のもの 人 - 1 17 6 5
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 "	0 人 のもの 30 57 37 9 3 1 1 2	1 人 のもの 537 1,064 448 101 46 14 4	2 人 のもの 741 2,693 1,265 313 168 51 28 16	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511 279 84 54 32	E 相 続 4 人のもの 人 - 1,147 885 275 177 57 27 31	課税 人員 5人のもの 人- 229 261 84 41 24 14	状 況 別 被 6 人のもの 人 84 74 17 25 2 1	相 続 7 人のもの 人 - 333 50 15 4 2 1 3	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28 6 1 1 1	9 人 のもの 人 9 21 3 2 	10 人 のもの 人 - 4 20 3 2 1 -	10人超 のもの 人 - 1 17 6 5
課 税 価 格 階 級 5 千万円 以下 5 千万円 超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 7 億円 " 10 億円 " 20 億円 "	0 人 のもの 30 57 37 9 3 1 1 2	1 人 のもの 537 1,064 448 101 46 14 4	2 人 のもの 741 2,693 1,265 313 168 51 28 16	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511 279 84 54 32 10	E 相 続 4 人のもの 人 - 1,147 885 275 177 57 27 31 3	課税 人員 5人のもの 人- 229 261 84 41 24 14	状 況 別 被 6 人のもの 人 84 74 17 25 2 1 4	相 続 7 人のもの 人 33 50 15 4 2 1	人数 8 人のもの 人 - 14 28 6 1 1 1	9 人 のもの 人 9 21 3 2 -	10 人 のもの 人 - 4 20 3 2 1 -	10人超 のもの 人 - 1 17 6 5
課税価格階級 5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 5 億円 " 10 億円 " 10 億円 " 20 億円 " 30 億円 "	0 人 のもの 大 30 57 37 9 3 1 1 2 -	1 人 のもの 537 1,064 448 101 46 14 4	2 人 のもの 741 2,693 1,265 313 168 51 28 16 3	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511 279 84 54 32 10 5	E 相 続 4 人のもの 人 - 1,147 885 275 177 57 27 31 3 1	課税 人員 5人のもの 人- 229 261 84 41 24 14 11 1	状 況 別 被 6 人のもの 人 84 74 17 25 2 1 4	相 続 7 人のもの 人 - 333 50 15 4 2 1 3 3 - 1	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28 6 1 1 1	9 人 のもの 人 9 21 3 2 -	10 人 のもの 4 20 3 2 1 - -	10人超 のもの 人 - 1 17 6 5
課税価格階級 5 千万円以下 5 千万円超 1 億円 " 2 億円 " 3 億円 " 7 億円 " 10 億円 " 10 億円 " 20 億円 " 30 億円 "	0 人 のもの 30 57 37 9 3 1 1 2 -	1 人のもの	2 人のもの 741 2,693 1,265 313 168 51 28 16 3 -	法 定 3 人 のもの 人 219 3,074 1,640 511 279 84 54 32 10 5	E 相 続 4 人のもの 人 - 1,147 885 275 177 57 27 31 3 1	課税 人員 5 人のもの 人- 229 261 84 41 24 11 1 1	状 況 別 被 6 人のもの 人 84 74 17 25 2 1 4	相 続 7 人のもの 人 333 50 15 4 2 1 3 1	人 数 8 人 のもの 人 - 14 28 6 1 1 1	9 人 のもの 人 9 21 3 2 	10 人 のもの 人 - 4 20 3 2 1 - - -	10人超 のもの 人 - 1 17 6 5

⁽注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

被相続人数、取停財産価額			申告状	: 況	課 税 状 況				
取得財産等の種類		被	相続人の数	取得財産価額	被	相続人の数	取得財産価額		
			人	千円		人	千円		
田(耕作権及び永小作権を含む。)		3, 518	90, 506, 933		2, 982	83, 643, 930		
畑 (耕作権及び永小作権を含む。)		2, 879	41, 803, 037		2, 428	38, 795, 958		
宅地(借地権を含む。)		19, 448	721, 431, 123		15, 079	639, 074, 916		
地	林		3, 034	8, 227, 676		2, 563	7, 551, 568		
	地		3, 285	69, 794, 384		2, 798	64, 837, 279		
計		実	19, 776	931, 763, 153	実	15, 353	833, 903, 651		
	物		18, 827	158, 526, 575		14, 648	132, 531, 667		
事 機械器具、農耕具、じゅう器、備業	品		1, 442	3, 666, 127		1, 218	3, 074, 963		
商品、製品、半製品、原材料、農産物農	等		260	1, 106, 583		198	941, 396		
	金		373	1, 167, 928		297	972, 051		
用その他の財財	産		852	4, 457, 952		693	3, 675, 720		
産計		実	2, 106	10, 398, 591	実	1, 755	8, 664, 130		
特定同族会社の株式及び出	資		2, 535	92, 388, 430		2, 184	88, 850, 876		
有同上以外の株式及び出	資		12, 335	227, 502, 296		10, 177	212, 673, 658		
価	債		2, 643	44, 308, 674		2, 294	42, 046, 228		
券 投資·貸付信託受益証	券		7, 868	133, 181, 499		6, 638	123, 115, 638		
計		実	15, 372	497, 380, 899	実	12, 637	466, 686, 400		
現 金 、 預 貯 金	等		21, 838	939, 413, 768		17, 216	846, 729, 671		
家 庭 用 財	産		12, 178	4, 999, 626		9, 704	4, 164, 487		
	等		5, 959	120, 112, 374		4, 969	103, 466, 342		
その 退 職 手 当 金	等		1, 036	30, 679, 935		775	26, 841, 246		
他 の 立	木		463	564, 869		407	521,671		
財産をの	他		16, 899	177, 418, 290		13, 708	158, 245, 211		
計		実	17, 971	328, 775, 469	実	14, 512	289, 074, 470		
合	計	実	21, 966	2, 871, 258, 081	実	17, 276	2, 581, 754, 476		
相続時精算課税適用財産価	額		961	30, 970, 796		851	29, 194, 222		
債	務		18, 237	201, 676, 571		14, 806	166, 756, 141		
	用		21, 244	40, 152, 768		16, 848	32, 477, 264		
計		実	21, 568	241, 829, 339	実	17, 072	199, 233, 406		
差 引 純 資 産 価	額		21, 956	2, 660, 399, 538		17, 287	2, 411, 715, 293		
曆 年 課 税 分 贈 与 財 産 価	額		3, 484	21, 948, 579		3, 164	20, 658, 936		
課 税 価	格		21, 956	2, 682, 348, 117		17, 287	2, 432, 374, 229		

調査対象等: 「申告状況」は、平成28年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成29年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。 「課税状況」は、平成28年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、平成29年10月31日までの申告による課税事績を「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

- (注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
 - 2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。